

ふるさと納税について

自治税務局市町村税課

ふるさと納税制度

制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。



指定制度の創設

<法律改正前>

○ 地方団体への寄附は、
全てふるさと納税の対象

- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能



H29、H30の2度にわたる
総務大臣通知において、
良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

<法律改正後>(令和元年6月1日施行)

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

ふるさと納税制度のこれまでの主な経緯

平成19年10月	<u>ふるさと納税研究会報告書</u> (寄附金税制の応用によるふるさと納税の制度設計について検討)
平成20年度 税制改正	<u>ふるさと納税制度の創設</u> 個人住民税の地方団体に対する寄附金税制を拡充し、一定限度*まで全額を控除する仕組みを導入 (平成21年度分の個人住民税から適用) ※個人住民税所得割額の1割を特例控除額の上限と設定
平成27年度 税制改正	<u>特例控除額の上限を、個人住民税所得割額の1割から2割に引上げ</u> 一定の場合には確定申告不要で控除を受けられる「 <u>ふるさと納税ワンストップ特例制度</u> 」を創設
平成27年4月～ 平成30年4月	<u>数度にわたり通知を発出し、返礼割合を3割以下とすること(平成29年4月)や、返礼品は地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすること(平成30年4月)など、良識ある対応を要請</u>
平成31年度 税制改正	<u>ふるさと納税指定制度の導入</u> 指定基準(募集適正基準、返礼割合3割以下基準、地場産品基準)を定め、当該基準に適合する団体をふるさと納税の対象として総務大臣が指定する制度を導入
令和元年6月	<u>ふるさと納税指定制度が施行</u> 大阪府 <u>泉佐野市</u> 、静岡県小山町、和歌山県高野町、佐賀県みやき町を <u>不指定</u> → <u>泉佐野市から訴えが提起され、令和2年6月の最高裁判決で不指定処分を取消し</u>
現在	<u>東京都(申出なし)及び兵庫県洲本市(申出なし)以外の全ての団体を指定</u> <u>(高知県奈半利町は令和2年7月に指定取消しとなったが、令和4年10月に指定を受け復帰)</u> <u>(宮崎県都農町は令和4年1月に指定取消しとなったが、令和6年4月に指定を受け復帰)</u>

ふるさと納税指定制度導入後の動き

(平成31年)

3月

地方税法改正法 成立

⇒ ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定(原則令和元年6月1日施行)

(令和元年)

6月

ふるさと納税指定制度 施行

⇒ 新たな指定基準(募集適正基準、返礼割合3割以下基準、地場産品基準)に適合すると認められる団体について、総務大臣が指定

(令和4年)

6月

告示改正

⇒ 返礼品等の代わりに現金を提供するサービスを開始した事業者があることを踏まえ、同様の者を通じた募集を禁止するよう告示を改正(募集適正基準)
地域資源を活用して発電された電気について、返礼品とし得る旨を明確化するよう告示を改正(地場産品基準)

(令和5年)

4月

法律改正

⇒ これまで複数件の指定取消事案が生じていることを踏まえ、最大2年前の基準不適合等にまで遡って取消事由とすること
を可能とするよう法律を改正(指定基準として、指定日前1年基準適合等基準を追加)

6月

告示改正

⇒ 募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以下とするよう告示を改正(募集適正基準)
加工品のうち熟成肉と精米について、原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限り認める、また、地場産品とその附帯品との組み合わせについて、地場産品の価値が返礼品全体の価値の7割以上である場合に限り認めるよう告示を改正(地場産品基準)

(令和6年)

6月

告示改正

⇒ (募集適正基準)
寄附者に対しポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止
民間事業者等が行う返礼品等を強調した宣伝広告も禁止事項である旨の明確化 等
(地場産品基準)
工程が企画立案等である場合は、製造者から当該製品の価値の過半が区域内で生じていることが証されたものに限定 等

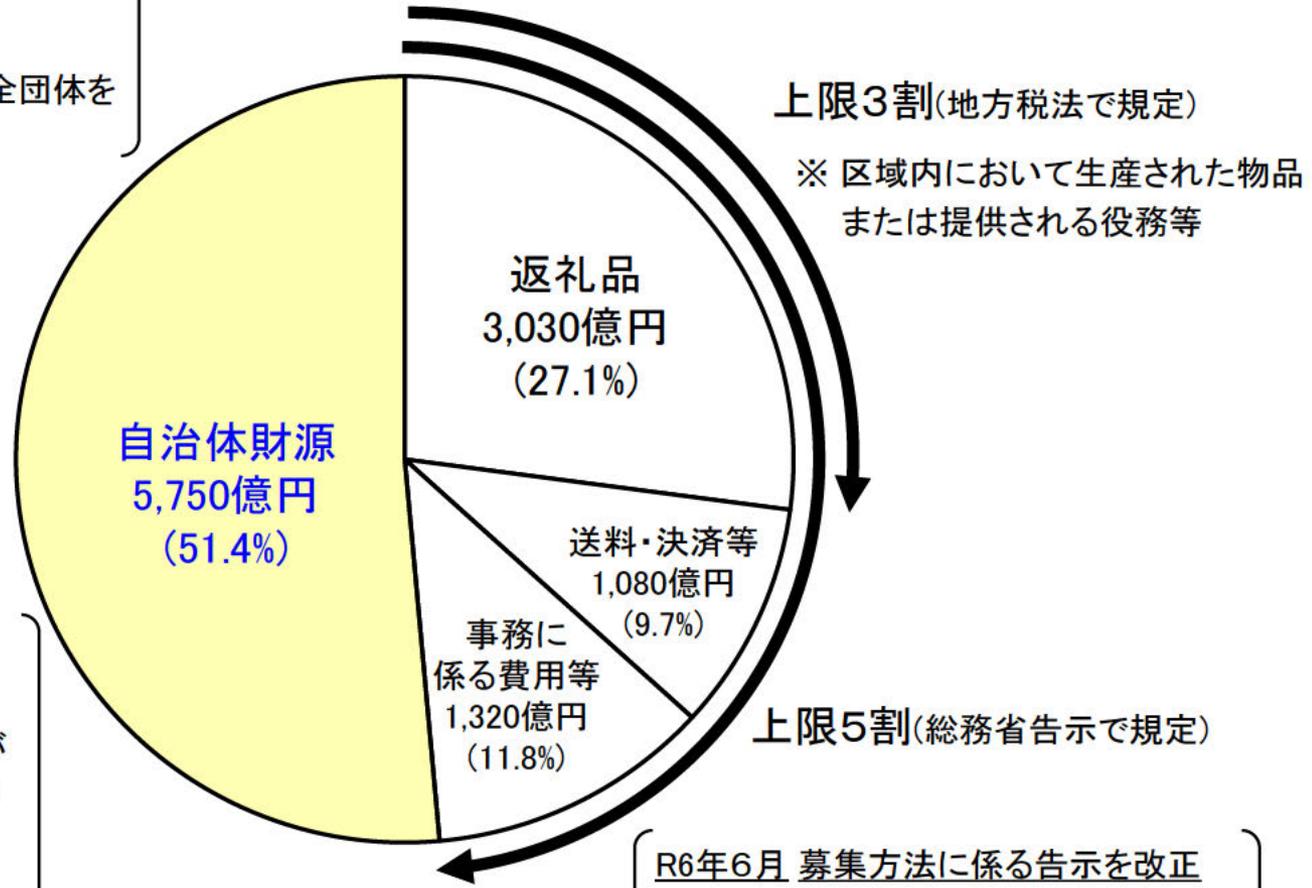
ふるさと納税における寄附金受入の現状

ふるさと納税の指定制度

- ・ 1年ごとに、対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度
- ・ R6.10.1～R7.9.30の指定対象期間
… 東京都及び兵庫県洲本市を除く全団体を指定済み

R5年度受入実績

1兆1,170億円



R5年度受入実績の主な特徴

- ・ 能登半島地震への支援により、石川県及び県内自治体への寄附が急増(52億円→113億円、118%増)
- ・ ホタテ禁輸に伴う水産業支援の広がり(北海道内自治体等)

R6年6月 募集方法に係る告示を改正
ポータルサイト等によるポイント付与を
禁止(R7年10月より適用)

R5寄附受入額とR6住民税控除額(都道府県別)

(単位:百万円)

都道府県名	R5寄附受入額	R6住民税控除額
北海道	165,496	20,395
青森県	7,419	2,493
岩手県	23,327	2,521
宮城県	26,361	8,682
秋田県	9,974	1,848
山形県	42,633	2,603
福島県	9,029	4,671
茨城県	37,419	11,759
栃木県	14,344	7,521
群馬県	11,148	7,358
埼玉県	8,814	44,544
千葉県	21,471	42,624
東京都	7,863	189,933
神奈川県	16,959	79,625
新潟県	34,082	6,119
富山県	3,872	3,556
石川県	11,316	4,639
福井県	16,124	2,705
山梨県	35,884	3,362
長野県	26,360	6,780
岐阜県	24,072	9,220
静岡県	45,751	16,846
愛知県	32,983	54,764
三重県	10,864	8,460
滋賀県	14,449	8,126

都道府県名	R5寄附受入額	R6住民税控除額
京都府	19,732	15,923
大阪府	37,019	61,400
兵庫県	29,553	36,575
奈良県	3,557	7,534
和歌山県	21,998	3,586
鳥取県	7,247	1,446
島根県	6,015	1,622
岡山県	10,283	7,796
広島県	6,355	12,852
山口県	4,521	4,532
徳島県	3,635	2,594
香川県	9,537	3,861
愛媛県	12,740	4,283
高知県	16,034	1,806
福岡県	61,504	25,488
佐賀県	40,508	2,276
長崎県	16,711	3,763
熊本県	29,888	5,217
大分県	11,433	3,338
宮崎県	52,012	2,929
鹿児島県	44,329	4,391
沖縄県	14,875	3,866
合計	1,117,500	768,231

※「R5寄附受入額」は、R5年度(R5.4月～R6.3月)の受入実績。
「R6住民税控除額」は、R5年中(R5.1月～R5.12月)のふるさと納税に係る住民税控除の適用実績。

R5寄附受入額とR6住民税控除額の上位20団体(市区町村別)

○ R5年度におけるふるさと納税受入額 TOP20

(単位:百万円)

	団体名		寄附受入額
1	宮崎県	都城市	19,384
2	北海道	紋別市	19,213
3	大阪府	泉佐野市	17,514
4	北海道	白糠町	16,778
5	北海道	別海町	13,903
6	北海道	根室市	12,554
7	愛知県	名古屋市	11,710
8	静岡県	焼津市	10,687
9	福岡県	飯塚市	10,513
10	京都府	京都市	10,006
11	茨城県	境町	9,938
12	宮城県	気仙沼市	9,489
13	岩手県	花巻市	9,060
14	山梨県	富士吉田市	8,809
15	宮崎県	宮崎市	8,192
16	福井県	敦賀市	7,986
17	佐賀県	上峰町	7,543
18	北海道	弟子屈町	7,045
19	茨城県	守谷市	6,905
20	鹿児島県	志布志市	6,765

○ R6年度課税における住民税控除額 TOP20

(単位:百万円)

	団体名		住民税控除額
1	神奈川県	横浜市	30,467
2	愛知県	名古屋市	17,654
3	大阪府	大阪市	16,655
4	神奈川県	川崎市	13,578
5	東京都	世田谷区	11,028
6	埼玉県	さいたま市	10,069
7	福岡県	福岡市	9,651
8	兵庫県	神戸市	9,264
9	北海道	札幌市	8,974
10	京都府	京都市	8,243
11	東京都	港区	8,186
12	千葉県	千葉市	6,653
13	広島県	広島市	5,750
14	東京都	大田区	5,631
15	東京都	江東区	5,402
16	東京都	杉並区	5,329
17	東京都	品川区	5,095
18	東京都	練馬区	4,987
19	宮城県	仙台市	4,923
20	東京都	渋谷区	4,921

ふるさと納税の募集に要した費用(H28～R5年度)

調査開始



(単位:百万円)

募集に要する費用

	H28年度 寄附受入額 2,844億円		H29年度 寄附受入額 3,653億円		H30年度 寄附受入額 5,127億円		R1年度 寄附受入額 4,875億円		R2年度 寄附受入額 6,725億円		R3年度 寄附受入額 8,302億円		R4年度 寄附受入額 9,654億円		R5年度 寄附受入額 11,157億円	
区分	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
返礼品の 調達に係る 費用	109,081	38.4%	140,615	38.5%	181,415	35.4%	137,455	28.2%	178,335	26.5%	226,733	27.3%	268,728	27.8%	302,869	27.1%
返礼品の 送付に係る 費用	15,021	5.3%	24,098	6.6%	39,581	7.7%	37,677	7.7%	52,024	7.7%	63,686	7.7%	73,179	7.6%	80,138	7.2%
広報に係る 費用	3,114	1.1%	5,570	1.5%	4,924	1.0%	3,442	0.7%	3,872	0.6%	4,923	0.6%	6,682	0.7%	6,801	0.6%
決済等に係る 費用	5,159	1.8%	7,752	2.1%	11,210	2.2%	9,514	2.0%	15,388	2.3%	18,654	2.2%	19,721	2.0%	20,790	1.9%
事務に係る 費用等	16,138	5.7%	24,671	6.8%	44,888	8.8%	39,390	8.1%	53,800	8.0%	71,151	8.6%	83,421	8.6%	132,315	11.8%
募集費用 合計	148,513	52.2%	202,707	55.5%	282,018	55.0%	227,479	46.7%	303,419	45.1%	385,148	46.4%	451,731	46.8%	542,913	48.6%

ふるさと納税を募集する際の使途の選択

(%は全指定団体に占める割合を示す。)

○ ふるさと納税を募集する際の使途(ふるさと納税を財源として実施する事業等)の選択

<昨年度の状況>

・選択できる	1,745団体(97.7%)	1,745団体
・選択できない	41団体(2.3%)	41団体

○ 上記で「選択できる」と回答した団体における選択できる範囲

・分野を選択できる	1,681団体(94.1%)	1,677団体
・具体的な事業を選択できる	479団体(26.8%)	431団体
うち、クラウドファンディング型の実施※	369団体(20.7%)	337団体

※「クラウドファンディング型」のふるさと納税とは、目標金額、募集期間等を定め、特定の事業にふるさと納税を募るもの
(プロジェクト総数:946事業、寄附金受入総額:16,712百万円)

○ 使途として選択可能な分野ごとの受入額、受入件数及び団体数

選択可能分野	受入額	受入件数	該当団体	選択可能分野	受入額	受入件数	該当団体
子ども・子育て	151,169百万円	8,191,673件	952団体	健康・医療・福祉	52,775百万円	2,875,034件	1,187団体
教育・人づくり	80,448百万円	4,223,340件	988団体	観光・交流・定住促進	31,438百万円	1,594,975件	730団体
地域・産業振興	78,676百万円	4,334,560件	1,097団体	スポーツ・文化振興	25,339百万円	1,053,168件	783団体
まちづくり・市民活動	57,813百万円	2,984,416件	866団体	安心・安全・防災	20,066百万円	988,965件	634団体
環境・衛生	55,768百万円	3,018,683件	1,029団体	災害支援・復興	9,237百万円	660,029件	343団体

※ その他、上記の複数分野に跨がるものや、寄附先団体に一任するもの等がある。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを可能とするものとして創設された制度である。

(中略)

ふるさと納税については、今後とも、全国の地方団体や納税者等の理解を得つつ、制度の趣旨に即して適正に運用されるべきであり、必要に応じて関係者に対する意見聴取や実態把握を行いながら、制度のあり方や各基準の見直し等について不断に検討することが重要である。

併せて、地方団体においては、納税者から幅広く共感を得られるよう、ふるさと納税の募集にあたって、その用途について創意工夫を凝らすとともに、実際に寄附金を活用した事業やその成果を積極的に公表すべきである。

さらに、地方団体における返礼品の提供にあたっては、事前に国と地方団体の間で、地場産品基準等への適合性を確認することが求められるが、ふるさと納税制度の利用者数及び寄附総額の増加が続く中、返礼品数も増加し、現在では全国で約100万品目に及ぶ。そのため、国及び地方団体の事務負担の軽減や地方団体における返礼品提供の円滑化を図る観点から、確認事務の効率化やシステム化に向けた検討を行うべきである。

「ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合」の概要

(設立:平成29年5月16日)

○ 目的

連合は、ふるさと納税制度の健全な発展のため、ふるさと納税を地域の活性化に役立て、本来の趣旨・目的を、都市、地方を問わず広く全国の自治体、国民に伝えることを目的とする。

○ 事業

- (1) ふるさと納税本来の理念・趣旨の啓発活動に関すること。
- (2) ふるさと納税に関する優良事例の発掘・顕彰に関すること。
- (3) 制度の更なる発展に向けた関係事業者等との連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと納税の健全な発展に関すること。

○ 役員体制

共同代表 竹中貢(北海道上士幌町長)、達増拓也(岩手県知事)、橋本正裕(茨城県境町長)、
杉本達治(福井県知事)、小西理(滋賀県近江八幡市長)、黒田成彦(長崎県平戸市長)
監 事 鈴木幹夫(山梨県甲州市長)、小田保行(高知県越知町長)

○ 参加自治体 66自治体(7府県、26市、31町、2村):2024年4月1日現在

北海道	根室市、沼田町、東川町、苫前町、遠別町、上士幌町、足寄町、白糠町
青森県	三戸町
岩手県	岩手県
秋田県	湯沢市、八峰町
山形県	山形県、山形市、天童市、舟形町
茨城県	古河市、北茨城市、守谷市、境町
群馬県	中之条町
千葉県	富津市
石川県	輪島市
福井県	福井県、福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
山梨県	甲州市、富士川町
長野県	小諸市、御代田町、白馬村
岐阜県	岐阜県、中津川市、美濃加茂市、郡上市
静岡県	西伊豆町

滋賀県	近江八幡市
京都府	京都府
兵庫県	淡路市
和歌山県	有田市、北山村
鳥取県	鳥取県、琴浦町
島根県	島根県
岡山県	笠岡市、吉備中央町
高知県	越知町、四万十町
佐賀県	みやき町
長崎県	平戸市
熊本県	錦町
宮崎県	新富町
鹿児島県	大崎町



ふるさと納税の指定基準見直し適用開始に対するコメント（自治体連合共同代表）

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地域への寄附が地域活性化につながることで制度の趣旨であり、自らの意思で納税先や使い道を選ぶことができる画期的な制度である。

昨年度は、寄附総額が1兆円を突破し、利用者が住民税納付者の約6人に一人にあたる1千万人に達するなど、制度はますます広がりを見せ、災害等で被災した自治体への応援手段としても利用されているところである。

そうした中、今年6月に総務省告示が改正され、ポイント等を付与するサイトを通じた寄附募集の禁止や宿泊をはじめ地場産品基準の改正を含めたふるさと納税の指定基準の見直しが、一部を除いて、本日から適用された。ふるさとやお世話になった地域を応援するという制度の趣旨や、ふるさと納税が税制を活用した公的な仕組みであることを踏まえると、今回の見直しは妥当であると考えている。

自治体においては、今回の見直しを契機に、できる限り多くの寄附金が地域の行政サービスや地場産品の提供に活用されるよう、募集経費の更なる効率化等に努めていく必要がある。

また、制度の普及にポータルサイトや中間事業者などの民間事業者が果たしてきた役割は大きいと認識するが、民間事業者においても、制度の趣旨等を踏まえ、自治体における募集経費の更なる効率化に向けた取組み等に対し、手数料低減を含めた積極的な協力を強く希望する。

国においては、引き続き適正かつ円滑な制度運用に向け、現場に混乱が生じないように、関係者に対し丁寧な説明等を行っていただきたい。

今後とも、地方の提案から始まったこの制度が永続し、寄附金の活用を通じて真の地方創生に結びつくよう、国、地方自治体、民間事業者が協力し、ふるさと納税のさらなる健全な発展を目指すことが重要である。

令和6年10月1日

ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合 共同代表
北海道上士幌町長 竹中 貢
岩手県知事 達増 拓也
茨城県境町長 橋本 正裕
福井県知事 杉本 達治
滋賀県近江八幡市長 小西 理
長崎県平戸市長 黒田 成彦

ふるさと納税の寄附金を地域に還元し、さらなる健全な発展を目指すための 共同宣言

地方からの提案で始まったふるさと納税制度は、本来の趣旨を目指すべきものであり、各自治体の知恵と工夫により、寄附者の想いに沿った政策の実現に寄附金を活用し、真の地方創生に結び付け、健全な発展を目指していくべきものである。

ふるさと納税は、寄附総額が3年連続で過去最高を更新し、令和4年度は1兆円に迫る勢いとなっている。その背景には、認知度の高まりと制度の浸透、災害で被災した自治体を応援する手段として定着しつつあることが挙げられる。また、寄附件数や寄附総額が増加していく中で、自治体のふるさと納税に関する業務を支援するポータルサイト運営会社や中間事業者などの民間事業者の果たす役割は大きい。

こうした中、総務省は、寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域のために活用されるべきとの考えから、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行事務など、募集に付随して生じる事務にかかる費用も含めて寄附金額の5割以下とすべき「募集に要する費用」に含めるよう告示を改正した。また、併せて、民間事業者に支払われる手数料はすべて「募集に要する費用」に含まれるとの見解を示した。

この改正の趣旨を踏まえ、自治体と民間事業者はふるさと納税の募集に要する経費の削減に向けて、協力して対応することが求められている。

この機会に、ふるさと納税に携わるすべての者が、今一度、制度本来の趣旨を再認識し、寄附金の半分以上を寄附先の地域のために使用し、返礼品においては地場製品の提供を適正に行い、新たな地域資源の発掘や雇用の創出、地域経済の活性化につながるよう、ふるさと納税のさらなる健全な発展を目指して、ここに共同で宣言する。

[今後の取組目標]

- 地方自治体は、創意工夫を凝らして募集経費を削減し、返礼品は地場産品を積極的かつ適正な方法による提供を行い、地元に残る寄附金の確保に努める。
- 民間事業者は、ふるさと納税に係る各種サービス、業務の更なる効率化等を通じて、地方自治体の経費が削減されるよう努める。
- 自治体連合およびふるさと納税協会は、今後さらに連携を深め、ふるさと納税のさらなる健全な発展を目指した活動に取り組む。

令和5年11月17日